

平成16年年金制度改正法案（企業年金関係）  
の施行に向けた要望事項について

標記について、別紙のとおり集約したので、政省令改正等に当たって十分なお配慮をお願いしたい。

また、厚生年金基金や確定給付企業年金の財政状況が引き続き厳しい状況にあることに鑑み、給付引下げ要件（同意手続や一時金支給の要件）の緩和、平成15年度決算等を踏まえた財政運営の一層の弾力化についても、特段のご配慮をお願いしたい。

なお、各地方協議会からの要望書を添付するので参照願いたい。

平成16年 5月12日

厚生年金基金連合会

理事長 多田 宏

厚生労働省年金局長

吉武 民樹 殿

平成16年年金制度改革法案（企業年金関係）  
の施行に向けた要望事項

（代行給付債務に関する企業会計基準等の見直し）

1．退職給付会計（企業会計基準）における基金代行部分の取扱いについて、最低責任準備金で債務評価を行うこととなるよう関係方面への働きかけをお願いしたい。

また、基金の貸借対照表における代行部分の取扱いについても、最低責任準備金のみを計上するなど所要の見直しをお願いしたい。

（最低責任準備金が代行給付現価を下回った場合における財源手当の方法）

2．基金の最低責任準備金が代行給付現価を下回った場合における財源手当の方法については、一定基準に該当するときには一括して手当を行うなど、基金財政のキャッシュフローに十分配慮願いたい。

（指定基金制度の運用）

3．指定基金制度における指定基準や健全化計画の内容等については、基金をとりまく客観情勢にも十分配慮し、基金存続を念頭に置いた対応をお願いしたい。

（ポータビリティ拡充における事務負担等の軽減）

4．給付建て制度におけるポータビリティの拡充に必要な手続の詳細を定めるに当たっては、基金等の事務処理及び財政面の負担が過大なものにならないよう配慮願いたい。

（確定拠出年金の拠出限度額等の一層の改善）

5．確定拠出年金の拠出限度額の引上げ及び中途脱退要件の緩和が今回改正に盛り込まれたが、拠出限度額の更なる引上げ等に向けた取組みの継続をお願いしたい。

( 本体改正に伴う基金事務負担等の軽減 )

6 . 離婚時の年金分割制度やポイント制の導入、在職老齢年金制度の見直しなど、代行制度に影響を及ぼす本体改正事項の施行に当たっては、基金の事務処理及び財政面の負担が過大なものとならないよう配慮願いたい。

特に、在職老齢年金に関しては、本体改正と同様の措置を基金において講じる場合には給付減額に関する手続を不要とするなど、弾力的な対応をお願いしたい。

( 各基金等における施行準備期間の確保等 )

7 . 各基金等において制度改正への準備作業が可能な限り早期に着手できるよう、法案成立後速やかに政省令事項等の詳細を示していただくとともに、本体改正関連事項に関しては厚生年金基金規約変更例を提示いただきたい。

( その他の関連事項 )

8 - 1 . 基金の年金支払回数に関する政令上の基準については、6回払いとする年金下限額(9万円)の大幅な引上げを行うなど、事務処理や費用面の負担軽減に繋がるような見直しをお願いしたい。

8 - 2 . 社会保険庁から提供されている被保険者等情報については、複雑化する制度下においても各基金等の的確、円滑な年金支給事務を確保するという観点から、確定給付企業年金に対しても支給停止及び死亡等の情報が、また、基金及び確定給付企業年金に対して本体裁定済者の住所情報が提供されるよう、必要な対応をお願いしたい。

8 - 3 . 先般認められた満期保有債券の簿価評価については、簿価評価の普及状況等を勘案しつつ、「満期まで保有する能力」の要件緩和をご検討いただきたい。

8 - 4 . 財政運営の弾力化措置を講じるに当たっては、代行資産返上に伴う積立水準の低下など、確定給付企業年金特有の事情にも十分配慮願いたい。